



平成30年4月20日

社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

事業主の皆様へ

暖かくなり、鯉のぼりが気持ちよく泳いでいる日が多くなりました。皆様におかれましては
いかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。

さて今月は、時間外労働等改善助成金、年金無料相談会、氏名変更住所変更の注意点に関し
てなどをお知らせいたします。

時間外労働等改善助成金

平成30年度から助成内容が拡充

職場意識改善助成金が、今年度より時間外労働等改善助成金に改称されました。昨年の
12月所報でも掲載しましたが、詳細が決定しましたのでお知らせします。

《職場意識改善コース》

対象事業主…次のいずれかに該当する事業主であること

- ①雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であり、かつ月間平均所
定外労働時間が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲が
ある中小企業事業主

- ②労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており（特例措置対象事業場）
かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主

支給対象となる取組

取組は全部で8つ、いずれか一つ以上実施することになります。取組内容については、リヴ
ル総研までお問い合わせください。（※取組の中の研修には業務研修も含まれます）

成果目標…支給対象となる取組は、以下の「成果目標」を目指して実施してください。

- 対象事業主が①に該当する場合

ア 年次有給休暇の取得促進

労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる

イ 所定外労働の削減

労働者の月間平均所定労働時間数を5時間以上削減させる

- 対象事業主が②に該当する場合

事業主に事業実施計画において指定した全ての事業場において、所定労働時間を2時間
以上短縮して、40時間以下とする

支給額…「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を
支給します。

助 成 額	対象経費の合計額×補助率※
	※常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で 労務管理用機器・設備等の導入を実施する場合で、その所要額 が30万円を超える場合の補助率は4/5

対象事業主が①の場合

成果目標の達成状況	補助率	1企業当たりの上限額
両方とも達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合	3/4	150万円
両方とも達成	3/4	100万円
いずれか一方を達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合	5/8	133万円
いずれか一方を達成	5/8	83万円
いずれも未達成	1/2	67万円

対象事業主が②の場合

成果目標の達成状況	補助率	1企業当たりの上限額
達成	3/4	50万円



《時間外労働上限設定コース》

対象事業主…平成28年度又は平成29年度において36協定に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者（単月に複数名行った場合も可）がいること。

支給対象となる取組…職場意識改善コースと同じです。

成果目標…支給対象となる取組は、以下の「成果目標」を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成30年度又は平成31年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

- ①時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ②時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

支給額(上限額)…「成果目標」の達成状況に応じて、取組の実施に要した経費の一部を支給します。※週休2日制導入を成果目標に加え、達成状況により休日加算額が追加されます。

詳しくはリヴル総研までお問い合わせください。

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(アに該当する場合を除く)	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(アイに該当する場合を除く)
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

どちらの助成金も、まず計画書を提出します。支給対象となる取組内容、助成率の上乗せ要件、週休2日制の導入等について、詳しくはリヴル総研までお問い合わせください。

氏名変更・住所変更届について 御注意下さい！！

日本年金機構でもマイナンバーを活用した手続きが開始されました。これにより、平成30年3月5日以降に氏名変更・住所変更された方は日本年金機構への変更届が原則不要となりました。

《氏名変更について》

被保険者の方が氏名変更されると事業所に新しい保険証が届きます。新しい保険証が届きましたら、それまでお使いの保険証は当社へ返却して下さい。

結婚して氏名変更したけど、会社にまだ報告していなかった社員の方。
会社に報告する前に新しい保険証が届いてしまい、「これは誰の保険証？」といったことが起きてしまいます。



※被扶養者の氏名変更については、従来通り変更の届出が必要になります。

《住所変更について》

社会保険の手続きを住民票上の住所以外で届出された方は不都合が生じ、マイナンバーと年金番号と紐づけが出来ません。そこで、社員さんの現在登録されている住所が住民票上の住所と同じかどうか、ご確認して頂きますようお願いいたします。

現在の住所登録を確認するために『被保険者住所一覧表提供申出書』で住所一覧表を受け取ることができます。



住民票の異動について

住民票の異動をしないと大切な行政関係の郵便物が届かないなど不都合が生じ、住民基本台帳法違反となって罰則を受ける場合があります。住民票の異動は速やかに行いましょう。※単身赴任、学生などは住民票の異動を行わなくてもよい場合があります。

子ども・子育て拠出金率

子ども・子育て拠出金率が平成30年4月より改定されます。給与計算には影響しません。

0.23%（平成30年3月まで） ⇒ 0.29%

未払い賃金の時効が5年に！！

労働者が未払い賃金を請求できる権利が消滅する時効を、現在「2年」としていましたが、2020年から「5年」になる見通しです。今のうちに賃金規定や給与計算の実務の見直しをされることをおすすめします。ご相談がございましたらリヴル総研にご連絡下さい。

年金無料相談会を開催します

当社の年金専門社労士が年金のご相談にのります

日時 平成30年5月9日(水) 13:00~18:00

場所 リヴル総研 会議室

※当日ご来社できない方は、お電話でもご相談できます





奥村社長のおススメ

奥村繁子のおススメ第二弾、株式会社 寿司丸忠製造の
備蓄用5年長期保存食コッペパン『ノエ・ブレッド』です。
皆様は非常食品の準備はされていますでしょうか。



- ☆いざという時にすぐ食べられる高カロリーなコッペパンです。
- ☆色々なシーンでも携帯や利用に便利です。
- ☆長期間変わらぬ品質を幅広い年齢層に食べていただけます。
- ☆環境に優しいパッケージ商品です。

1ケース(50本入り) 25,000円(税別)

リヴル総研も非常用に『ノエ・ブレッド』を準備させて頂きました。



今月のお庭の話

いよいよ4月に入り、手入れの季節となりました。チューリップ、ヒヤシンス等も無事に開花することが出来、とても嬉しく思います。バラも雪の被害にあったとは思えないくらい成長しました。さらに社長に新しいバラを13苗も購入していただいたので、リヴルガーデンはさらに華やかになりそうです。バラを植える準備として土作りに取り組みました。ジャリ等で掘るのは大変でしたが、無事に準備が整いました。



バラも増えて華やかになる分、花壇の作業も忙しくなりますが、美しさを保つため、より一層花壇の手入れに取り組んでいきます。



総務の仕事でお困りになっている方はいらっしゃいませんか？
人事労務、助成金、年金相談、給与計算など、ご相談がございましたらご連絡下さい。

私たちは総務の仕事お助け隊です！ よろず相談所リヴル総研！！

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0

<http://www.libresouken.com/>

※無断転用を禁じます